

草加市中規模小売商業活動に関する届出要綱

平成13年6月27日  
告示第191号

(目的)

第1条 この要綱は、中規模小売商業店舗の出店の状況を把握することにより、地域小売業の健全な発展のための行政施策の反映に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中規模小売商業店舗」とは、1つの建物であって、その建物内の店舗面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のものをいう。

2 この要綱において「店舗面積」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。

(届出)

第3条 中規模小売商業店舗を新設（店舗の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売商業店舗となる場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、当該中規模小売商業店舗を新設しようとする日の3か月前までに、中規模小売商業店舗新設（改築、増築）届（第1号様式）に係る書類を添付して市長に届け出るものとする。

(変更の届出)

第4条 前条の規定による届出をした者は、その届出の内容に変更が生じたときは、速やかに中規模小売商業店舗変更届（第2号様式）を市長に届け出るものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。